次のとおり公募に付します。

令和3年4月6日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 専務理事 浅川 伸

1. 業務概要等

- (1) 件 名 ドーピング検査技術研究開発事業に関する研究業務委託
- (2) 概 要 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。) がスポーツ庁より委託を受けて実施する『ドーピング検査技術研究開発事業』において、公募要領に則した研究領域 の研究を計画、実施し、国内外への研究報告等を行うものである。
- (3) 研究領域 各研究目的については別紙参照のこと。 以下の10領域より1領域を選択の上、別紙要領に従い研究計画申請書を作成すること。
- ①エリスロポエチン(EPO)や赤血球造血に影響を与える物質に関連する研究(新規医薬品やGATA阻害薬等の運動能力及び薬理作用の研究)
- ②ペプチドホルモン、絨毛性ゴナドトロピン(hCG)やコルチコトロピン類、成長ホルモンおよびそれらの放出因子及びそのマーカーとなる物質の検出技術/定量方法の開発(特に禁止表国際基準S2.2、S2.2.3の物質)
- ③メチルエフェドリン等の興奮作用を有する中枢神経作用薬の検出[乾燥血液スポット: Dried Blood Spot (DBS)含む] 及び薬物動態に関する研究
- ④遺伝子ドーピングに関連するベクターやバイオマーカー等の新規研究(エリスロポエチン、ミオスタチン、 IGF-1等)
- ⑤自己血輸血によるドーピングの検出方法の開発
- ⑥人工知能(Artificial Intelligencer: AI)技術を利用したアスリート・パフォーマンスレベルの解析を援用したドーピング検出技術の検討
- ⑦国内において汎用される投与経路別に禁止されている物質(ベータ2作用薬、糖質コルチコイド等)の薬物動態研究
- ⑧骨格筋、筋線維へ作用を有する物質の検出及び薬物動態に関する研究
- ⑨新型コロナウィルス感染症下における新規ドーピング検査実施のための検査手法の検証
- ⑩Multi-omics(血液、遺伝子、プロテオーム、メタボローム等のバイオマーカー)解析に基づくアンチ・ドーピング データ解析・検出法への適用
- (4) 研究実施期間 本研究事業の委託期間は、原則として契約締結した日から令和4年2月28日まで。 但し、契約締結日はJADAと協議の上決定する。
- (5) 公募対象
 - ・上記1. (3) の研究を実施することができ、研究成果が期待される比較的少人数の研究者で行う研究グループ
 - ・上記1. (3) の研究を実施することができ、研究成果が期待される法人格を有する団体

2. 公募手続等

(1) 問合せ先

〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-14日本生命小石川ビル4階 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 担当者管理部人事・総務グループ 丸林 由記

サイエンスグループ 鈴木 智弓、山本 真紀子 Email keiyaku☆playtruejapan.org ☆を@に変更し、送信すること。

TEL 03-5801-0960 管理部直通

(2) 公募説明書の交付期間

令和3年4月8日(木)~令和3年4月28日(水)午後5時まで

(3) 公募説明書の内容についての説明会、質問の受付及び回答

- ・公募説明会は実施しない。
- ・質問は、文書により行うものとのする。

質問の受付先

上記2. (1) と同じ。

質問の受付期間

令和3年4月9日(金)~令和3年5月6日(木)午後5時まで

(4) 質問に対する回答は、全ての参加希望者宛、文書にて回答する。

3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- (2) 必要に応じて参加の希望を予定するものに対して資料等の提出を求め、又はヒアリングを行う。
- (3) 申請書及び書類の提出した者のうち、公募仕様を満たす者を対象とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 誓約書の提出 応募者は、研究計画申請書提出時に、契約担当 (公益財団法人日本ア ンチ・ドーピング機構 専務理事) が指定する暴力団体等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (6) 誓約書の遵守上記(5) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することをおこなったときは、研究計画申請書は無効とするものとする。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記2. (1) に同じ。
- (8) 詳細は公募要領による。